

市	都	街	商	公
(1)	(2)	(2)	(3)	

## 道路事業

### 1. 支援策の概要

中心市街地区域内において都市機能の増進及び経済活力の向上により中心市街地の活性化に資する道路の整備に対して支援を行う。

### 2. 支援策の内容

#### (1) 事業主体

国、地方公共団体等

#### (2) 補助対象

中心市街地区域内にかかる事業区域を有し、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上の観点で中心市街地の活性化に資するもので、国の負担・補助等（貸付けを含む）がある道路事業

#### (3) 補助率

各事業の補助率等による

#### (4) その他

事業区域の全部を中心市街地の区域外で行う道路事業であっても、中心市街地区域内へのアクセス向上や中心市街地区域内の渋滞緩和に資する事業を中心市街地と一体的に実施する場合などで、その主たる目的や効果が中心市街地区域内の活性化であり、併せて都市機能の拡散を適切に防止する施策が講じられている場合は、事業を基本計画に位置づけることが可能である。

### 3. 問合せ先

国土交通省 道路局 地方道・環境課 地域道路調整室

phone 03-5253-8111(内線 38-273) fax 03-5253-1622